

特記仕様書

(仕様書の添付省略)

第1条

田原市公共工事請負契約約款第1条第1項に規定する仕様書は、愛知県建設局土木工事標準仕様書(以下「仕様書」という。)を準用するものとし添付を省略する。ただし、仕様書第1編総則編第1章総則第1節総則1-1-51現場代理人及び監理技術者等 1.現場代理人等通知書にある恒常的な雇用関係の条件については、次の各号の指定日以前に3か月以上の雇用関係があることとする。

- (1) 一般競争入札の場合は入札参加資格確認申請日
- (2) 指名競争入札の場合は入札執行日
- (3) 随意契約の場合は見積書提出日

なお、仕様書は、愛知県建設局土木部建設企画課H. P. にて、最新のものを確認すること。

建設企画課ホームページアドレス：<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/nourin-soumu/>

(公表歩掛の参考明示)

第2条

この設計書に記載されている歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示	
I	工 法 関 係	①	1	工法指定	指定工種及び工法		
					工法指定する理由		
			2	仮設工事	仮設工法		
					仮設工法選定条件		
			3	仮設備	仮設備の構造		
					仮設備の施工方法		
					仮設備の設計条件		
			4	薬液注入	設計の前提条件		
					施工区分		
		材料種類					
		施工範囲					
		削孔本数及び延長					
		注入量及び注入圧					
		5	現場発生品	品名・規格・数量			
				引渡場所・運搬距離			
				再使用の有無			
		6	支給品 及び貸与品	品名・規格・数量			
				品質・性能			
				引渡場所・運搬距離			
		7	部分使用	部分使用箇所			
				部分使用時期			
				部分使用目的			
		8	あいくる材使用	愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用すること。			
				施工場所	品目	規格	再生原料の指定等
					・指定しない		
					・指定しない		
②	工 事 用 道 路	1	一般道の使用	搬入経路			
				搬出経路			
				使用期間			
				使用時間帯			
				使用中・使用後の処置内容			
		2	仮道路	仮設道路の構造			
				安全施設等の設置内容			
				安全施設等の設置期間			
				工事終了後の存置・撤去 維持補修の内容			
③	品 管 関 係	1	品質管理	品質管理に関する条件			
				1			

Ⅶ	他 そ の	①	他 そ の	3	調査・試験等に 対する協力			
				2	工事施工後にしか設計 数量が定まらない工種			
				3	成果品等の電子納品	対象とする。		
				4	情報共有システムの利 用	対象とする。		
				5				

(工事発注データの受け取り)

第4条 工事発注資料のオリジナルデータ(図面及び数量計算等)の受け取りはUSBが利用できないため、請負者がCD-R又はCD-RW等の電子媒体を準備すること。

(ゴム製品等の品質確認等)

第5条 請負者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留ひずみ
製品検査	外観、寸法、性能

(ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合の取扱い)

第6条 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

(付加的事業)

第7条 契約約款第19条第4項及び第20条では、設計図書の変更は発注者が行うこととされているところであるが、設計図書の変更(検討図面も含む)又は請負者の責務によらない他機関協議等に必要図面及び書類の作成について、別途、監督員より協議することができるものとする。

(架空線等上空施設)

第8条 請負者は、工事着手前に架空線等上空施設の調査を行い、損傷及び感電防止等の必要な措置を講じなければならない。

(設計図書の縮尺)

第9条 本設計書に添付されている図面は、1/2倍に縮尺されている。

(電子納品)

第10条 第3条施工条件の明示「Ⅶその他①その他3情報共有システム」で対象と示した工事に適用する。

- (2) 本工事の成果品のうち、電子納品の対象とする成果品の作成については、「田原市情報共有電子納品ガイドライン」に基づくこととする。
- (3) 電子納品の対象とする成果品の提出部数については、電子媒体2部とする。
- (4) 請負者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、請負者は、検査時(中間検査、完了検査)の閲覧機器を準備するものとする。
- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者協議の上、発注者の指示に従うこととする。

(情報共有システムの利用)

第11条 第3条施工条件の明示「Ⅶその他①その他3情報共有システム」で対象と示した工事に適用する。

- (2) 情報共有システムは「田原市建設工事等情報電子化運用ガイドライン」に基づき利用すること。
- (3) 情報共有システム利用の対象とした工事において、工事標準仕様書における「書面」について、情報共有システムを用いて報告等を行ったものについては、署名又は捺印がなくても有効とする。
- (4) システム利用料は共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含む。